

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に關し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

参考条文 消防組織法一、大規模地震対策特別措置法一、河川法一、海岸法一、地すべり等防止法一、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律一、消防法一、水防法一、災害救助法一、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律一、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法一、地方自治法一、石油コンビナート等災害防止法一

解説

- 1 本条は、本法の規定する内容を総括的に示すとともに、本法の目的を明らかにし、本法の各条項を解釈し運用する場合の指針を与える。
- 2 本法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することを直接の目的とし、これにより、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを究極の目的としている。
- 3 本条は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることとし、その方法として次のことを規定している。
 - (1) 防災に関する必要な体制の確立
 - (2) 防災に関する責任の所在の明確化
 - (3) 防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めること。
- 4 本条は、本法の目的として、国民の生命、身体及び財産を災害から保護することとともに、国土保全の理念が含まれることを規定している。
 - (1) 「国土」とは、国の領域であり、領土、領海及び領空から成る。領土及び領海は、それぞれ地下及び海面下を含むものである。
 - (2) 「国民」とは、国籍法（昭和二十五年法律第一四七号）でいう日本国民である。しかし、憲法第三章に規定する国

〔防提一三三〕

民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き外国人にも適用されると解されてることから、本法の場合も、外国人の生命、身体及び財産も災害から保護することを含むものと解すべきである。

5 「公共機関」とは、本法では、①独立行政法人、②日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関、③電気、ガス、輸送その他の公益的事業を営む法人、④港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者等をいうものとされている。

6 「必要な体制を確立し」とは、以下に規定されている中央防災会議、地方防災会議、災害対策本部、非常災害対策本部等の防災に関する組織体制を確立することをいう。

7 「責任の所在を明確にする」とは、国、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び住民等の防災に関する責務を明らかにすることをいう。

8 「総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り」とは、従来、防災行政が各省庁により縦割的に処理されてきたことの反省から、防災に関する組織を確立し、責任の所在を明確にし、防災計画を作成すること等を本法で規定することにより、横の連絡のとれた計画的な防災行政を行おうとするものである。

関係法令

○地方自治法
(昭和二十二年四月十七日)
(法律第六十七号)

最終改正 平成一八年六月一四日法律第六九
号

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののはか、第一項の規定に基づき派を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職

〔防提一四〇〕

第二編 その他の災害対策関係

第一章 地震対策

第一章 地震対策

○大規模地震対策特別措置法

〔昭和五十三年六月十五日
法律第七十三号〕

〔内閣総理・大蔵・通商産業・
運輸・郵政・自治大臣署名〕

沿革 昭和五八年一二月二日号外法律第七八号「国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律三一条による改正」

昭和六一年一二月四日号外法律第九三号「日本国有鉄道改革法等施行法六七条による改正」

平成六年六月二四日号外法律第四二号「ガス事業法の一部を改正する法律附則一五条による改正」

平成七年四月二一日号外法律第七五号「電気事業法の一部を改正する法律附則二九条による改正」

平成七年一二月八日号外法律第一三二号「災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律二条による改正」

平成八年三月三一日号外法律第一四号「高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律五条による改正」

平成一年七月一六日号外法律第八七号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律八五条による改正」

平成一年七月一六日号外法律第一〇二号「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律三三条による改正」
平成一年二月二二日号外法律第一六〇号「中央省庁等改革関係法施行法九三条による改正」
平成五年六月一八日号外法律第九二号「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律附則五三条による改正」

大規模地震対策特別措置法をここに公布する。

大規模地震対策特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身體及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

二 地震防災 地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

三 地震予知情報 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五

〔防提一六四〕

○消防防災施設整備費補助金交付要綱

(平成十四年四月一日消防消第六十九号)

防施設の基準額（昭和二十九年総理府告示第四百八十七号。以下「基準額告示」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

最終改正 平成一八年四月一日消防消第四九号

(通則)

第二条 この補助金は、地方公共団体の消防防災施設の整備を促進することを目的とする。

(補助対象施設及び基準額)

第一条 消防防災施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「適正化法施行令」という。）、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）、消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）、同法施行令（昭和二十八年政令第百二十四号）消防施設強化促進法第五条の規定に基く補助金の交付申請書の提出に関する総理府令（昭和三十三年総理府令第三十九号）、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）、同法施行令（昭和五十五年政令第百七十四号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）、同法施行令（平成七年政令第二百九十五号）、総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号。以下「交付規則」という。）及び国が行う補助の対象となる消

第三条 この補助金の交付の対象となる消防防災施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表第一及び別表第二に掲げるもの（以下「消防防災施設」という。）とする。

2 補助対象施設で、次条に規定する規格に応ずる種類ごとの基準額は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(補助対象施設の規格)

第四条 消防防災施設の規格は、基準額告示及び別表第三に定めるとおりとする。

2 補助対象施設は、すべて新規製品でなければならない。

3 防火水槽（林野分）、林野火災用活動拠点広場（貯水槽に限る。）及び耐震性貯水槽のうち、工場において生産された部材を使用して建設されるもの（以下「二次製品防火水槽等」という。）は、その強度等について基準額告示及びこの要綱に定める規格に適合するものを使用しなければならない。